

重 要 事 項 説 明 書

NPO 法人 グループもみじ

宅老所 さくら

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 026-244-7104 (受付時間 : 月～土曜日 9時～18時)

担当 岡澤 雄

1、「宅老所さくら」の概要

(1) 事業所の名称および所在地等

事業所名	宅老所 さくら
所在地	長野市吉田5丁目13-7
介護保険事業所番号	2070101502
通常の事業の実施地域	長野市(第1～第5・芹田・古牧・三輪・吉田・古里・柳原・浅川・大豆島・朝陽・若槻・長沼・更北・豊野)

(2) 当事業所の職員体制 (平成18年4月1日から)

	業 務 内 容	常 勤
管 理 者	運営管理	1名
生活相談員	介護アドバイザー	2名
看護職員	利用者の心身のお世話	1名
機能訓練指導員	利用者の生活援助の計画と実行	1名(兼務)
介護職員	利用者の心身のお世話	5名以上

(3) 当事業所の設備の概要

定 員	12名	静養室	1室	相談室	1室
食堂兼機能訓練室	3室	自由サロン・相談室等			3室
送迎車	3台	浴 室	一般家庭浴槽		

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し 12 月 31 日～1 月 3 日を除く
営業時間	午前 9 時～午後 6 時 但し、時間外サービスもあり
その他	休日夜間の、保険外サービス等は相談に応じます

2、サービス内容

当事業所は、『認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護』として、認知症高齢者を対象にサービスを行っております。

- (1) 介護・生活相談 (無料) 24 時間受け付けております。

営業時間内	0 2 6 - 2 4 4 - 7 1 0 4
時間外・休日	0 2 6 - 2 2 7 - 4 4 2 5

※家庭介護教室「ほっとした会」… 毎月第三土曜日 14 時～16 時
場所：宅老所さくら

- (2) 昼食サービス (実費)

献立は、家庭料理をベースにして、専従の介護職員が調理します。

- (3) 入浴サービス (保険)

利用回数は自由です。家庭浴槽を使用して、一人ずつ職員がお世話させていただきます。但し、家庭浴槽が困難な方はお断りするか、全身清拭のみとさせていただきます場合もあります。

- (4) その他

保険外サービスとして、緊急対応として休日及びお泊り、利用予定日外の相談に応じております。

3、利用料金

- (1) 利用料

利用時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

- ① 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護基本料金

区 分	1日あたりの利用料金 7時間～8時間	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時)
要支援 1	8, 7 5 6 円	8 7 6 円
要支援 2	9, 7 7 3 円	9 7 7 円
要介護 1	1 0, 1 0 8 円	1, 0 1 1 円
要介護 2	1 1, 2 0 7 円	1, 1 2 1 円
要介護 3	1 2, 3 0 5 円	1, 2 3 1 円
要介護 4	1 3, 4 1 4 円	1, 3 4 1 円
要介護 5	1 4, 5 1 2 円	1, 4 5 1 円

- ② 加算 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位／回
- ③ 入浴費 1回あたり 400円 (自己負担40円)
- ④ 食費 1日あたり 700円 (全額自己負担・おやつ代込み)
- ⑤ 緊急時保険外サービス利用料 別紙契約に基づく実費負担
- ⑥ おむつ代 使用数実費 但し持ち込みも可能ですのでお申し出ください。
- ⑦ その他 レクリエーション行事等にかかる費用は自己負担となります。

(2) 支払方法

翌月の10日までに前月分の請求書をお届けいたしますので、1週間以内にお支払い下さい。お支払いいただきましたら、領収証を発行いたします。

お支払方法は、現金集金または口座引き落としとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

4、当 事 業 所 の 特 徴

(1) 運営方針

- ◎地域の誰びとが要支援・要介護状態になったとしても、可能な限り住み慣れた住居や、慣れ親しんだ地域において、その人が有する能力に応じた日常生活を営むことができるように、必要な日常の支援を行う。その結果、利用者の社会的孤立による不安の解消および心身の機能が維持し、利用者・家族の身体的・精神的負担の軽減をみることができる。
- ◎利用者の人格を尊重し、常に人間主義の新思考に立ったサービスを提供している。
- ◎利用者が自由で安心できる生活の場であるために、その行動や行為を一方的に制限をしません。
- ◎地域福祉の向上のため、関係市町村および地域保健・医療機関や福祉サービス団体と緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めている。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間・体調不良によるサービスの変更は、当日午前8時までに連絡して下さい。
- ② サービスの提供時間における当事業所内の設備・器具等を利用者が破損した場合は、その実費を請求する場合があります。
- ③ 利用にあたっては、サービスプランを計るために利用者の直近の心身の状態や、生活状況をお聞きします。

5、損 害 賠 償

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 本事業にあたり、「あいおいニッセイ同和損保」の賠償責任保険に加入しています。

6、緊 急 時 の 対 応

- (1) 当事業所は、サービス提供中に利用者の心身の状態が急変したり、緊急事態が発生したときは、速やかに家族および主治医に連絡等の処置を講じるとともに、初期対応を行います。
- (2) 主治医連絡先（必ずご記入ください）

氏 名	
連絡先	

7、非 常 災 害 対 策

- (1) 当事業所は、非常災害時には人命第一にたって行動ができるよう、人事の努力を怠りません。
- (2) 防災設備は、消防署の指導に基づき、防災処置および消火器等の器具を設置しています。
- (3) 防災訓練は、年1回 秋に避難訓練を中心に行います。
- (4) 防火責任者 岡澤 雄

8、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所ご利用に関する相談・苦情担当

電話 026-227-4425（受付時間：月曜日～土曜日 9時～17時） 担当 田中 正廣（法人理事長）

(2) 当事業所以外に、次の所にも相談・苦情の窓口があります。

長野県高齢者福祉課 長野市介護保険課 長野県国民健康保険団体連合会

TEL 235-7111

TEL 224-7871

TEL 238-1550

9、当法人の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人 (NPO 法人)

グループ もみじ

代表者氏名 理事長 田中 正廣

所在地・電話番号 長野市安茂里葭ヶ渕 1 8 6 1

0 2 6 - 2 2 7 - 4 4 2 5

定款に定められた事業

- (1) 認知症高齢者等の介護・生活支援サービス y
- (2) 認知症高齢者の介護・生活支援に関する教育研究活動の主催および共催
- (3) 介護に関するカウンセリングサービス
- (4) 認知症高齢者および家族に関する人権擁護の意識啓蒙
- (5) 会員および関係者への会誌の発行
- (6) 出版およびその他の情報提供サービス

◎ 第3者評価の実施なし。運営推進会議 年2回実施

10、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 岡澤 雄

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを長野市に通報します。

11、身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他

害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 2、秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び授業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の修正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、ます。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 3、業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者およびその代理人に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地	長野市吉田5丁目13-7	
名 称	NPO 法人 グループ もみじ	
	宅老所 さくら	印
説明者	役職	
	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所		
連絡先	—	—
氏 名		印

代理人

住 所		
連絡先	—	—
氏 名		印